

(別紙)

令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の申請に当たっての留意事項（申請者である保護者、学校及び教育委員会並びにフリースクール等共通）

「令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業」に係る申請書の提出に当たり、以下の事項を御確認ください。

## 1 申請の手順

- (1) 申請者である保護者及び申請者である保護者のお子様（フリースクール等に通う不登校の児童・生徒の方）が以下の要件に当てはまるか確認してください。
  - 申請者である保護者及び申請者である保護者のお様が、都内公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部のいずれかに在籍しています。
  - 申請者である保護者のお様が、不登校の状態（「3 申請者である保護者の方のお様の状態について」参照）です。
  - 申請者である保護者及び申請者である保護者のお様が、不登校の児童・生徒への支援を主たる目的としたフリースクール等（「4 フリースクール等について」参照）に通っています。
  - 都教育委員会の調査に協力（別途送付の調査案内に記載されたURL及びQRコードにアクセスし、アンケートに回答する、電話及びメールで容易に連絡し合えるなど）することができます。
- (2) 申請者である保護者のうち、受付フォームによる申請を希望する方は、(3)にお進みください。

なお、郵送による申請を希望する方は、第2号様式「令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業に係る申請書」を印刷し、必要事項を記入します。記入の際は、読み間違いが生じないように正確に記入し、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）の記号（「.」「-」「\_」等）をよく確認してください。
- (3) 申請者である保護者は、第3号様式「令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業に係る確認書（学校・教育委員会用）」を印刷し、必要事項を記入した後、学校に持参又は送付します。学校及び区市町村教育委員会は、確認欄に必要事項を記入し、押印して申請者である保護者に返却します。
- (4) 申請者である保護者は、第4号様式「令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業に係る確認書（フリースクール等用）」を印刷し、必要事項を記入した後、フリースクール等の担当者に記入してもらいます。
- (5) 以下のいずれかの方法で申請します。

### ア 受付フォームからの申請の場合

受付フォームにアクセスし、必要事項を入力するとともに、「第3号様式」と「第4号様式」をフォームに添付し、送信します。（カメラやスキャナーを使って、データとして送信してください。）

【受付フォーム】

<https://form.run/@free-school>



### イ 郵送による申請の場合

記入済みの様式第2号、第3号及び第4号を次の宛先に送付する。簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。また、郵送代金は申請する方が御負担ください。

郵便番号 460-0003  
名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F  
株式会社 アイランド・ブレイン  
令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業 担当者 宛て

## 2 調査協力金について

都教育委員会において、以下の日程で申請内容の確認を行い、結果をお知らせします。

調査研究への協力をお願いする申請者である保護者には、結果とともに調査票及び調査協力金をお支払いする際に必要な書類や提出方法を御連絡します。

期	申請期間	確認期間	調査期間
1期	4月～5月31日	6月	4月～6月
2期	6月～7月31日	8月	7月～9月
3期	8月～10月31日	11月	10月～12月
4期	10月～12月28日	1月	1月～3月

(※1) 調査票等の提出が確認できた後、調査期間1か月当たり、2万円(税込:お支払いする額は、源泉徴収税額を差し引いた額となります。)を調査協力金としてお支払いいたします。また、一度、調査の対象になっていただいた方は、その期以降も継続して調査に御協力いただき、最大年間24万円の調査協力金をお支払いいたします。

(※2) 調査協力者の方には、調査協力金のお支払いに伴い、マイナンバーの収集を行います。

## 3 申請者である保護者のお子様の状態について

学校及び区市町村教育委員会が「本事業における不登校の状態」と判断していることが条件となります。

「本事業における不登校の状態」とは、学校及び教育委員会が確認書類を作成する時点で、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」と判断している状態であり、例えば、保護者が当初から学校に通学させる意思がなくフリースクール等を選択している場合は、対象とはなりません。

また、文部科学省の調査では、「本事業における不登校の状態」の理由に加えて、年度間に30日以上欠席している児童・生徒を不登校児童・生徒としていますが、本事業では、日数に関わりなく、申請(確認)時の「本事業における不登校の状態」を基に判断することとします。

## 4 フリースクール等について

本調査の対象とするフリースクール等は、「不登校の児童・生徒への支援を主たる目的とし、活動実績を有する民設・民営の通所型施設」になります。

次の施設は、本事業の対象となりません。

- (1) 教育支援センター等の公的施設や放課後等デイサービス
- (2) 不登校の子供への支援を主たる目的としていない学習塾・インターナショナルスクール等は含まれません。
- (3) 通所による相談・指導を行っていない施設

## 5 その他

- (1) 申請書の内容の確認のため、申請者である保護者本人、在籍校、在籍校を所管する区市町村教育委員会や申請者である保護者のお子様が在籍するフリースクール等に直接連絡させて

いただくことがあります。

- (2) 本調査の調査研究協力者として協力をお願いした後に、以下のア、イの状況になった場合や、協力を辞退する際は、調査協力をお願いを打ち切らせていただくこととなりますので、東京都教育委員会のホームページ（※1）にアクセスし、第7号様式「令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、東京都教育委員会（※2）に提出してください。

（※1） [https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/truancy\\_and\\_dropout.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/truancy_and_dropout.html)

（※2） 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都教育庁指導部指導企画課 不登校施策担当 宛て



ア 申請したフリースクール等への在籍が無くなったとき（別のフリースクール等に在籍を移した場合には、再度申請が必要です。）

イ 東京都外の学校に転校したとき

- (3) 調査協力金の受取に関して、不正な行為があった場合や、調査への回答が無い、電話及び電子メールで連絡が取れないなど、調査研究の協力者として不適格と考えられる事項があった場合には、調査協力をお願いを打ち切るとともに、既に支払った調査協力金の返還を求められる場合があります。